

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第4条の地域福祉の推進を目的とする同法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の推進

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、庁内関係部署との連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、地域福祉を推進する中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら協働による地域福祉の推進に努めます。



十和田市地域福祉計画 概要版

平成28年3月

問い合わせ先／十和田市健康福祉部福祉課

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 TEL:0176-51-6718 FAX:0176-22-7599
ホームページアドレス：http://www.city.towada.lg.jp/

みんなで支える共生のまち とわだ 概要版

十和田市地域福祉計画



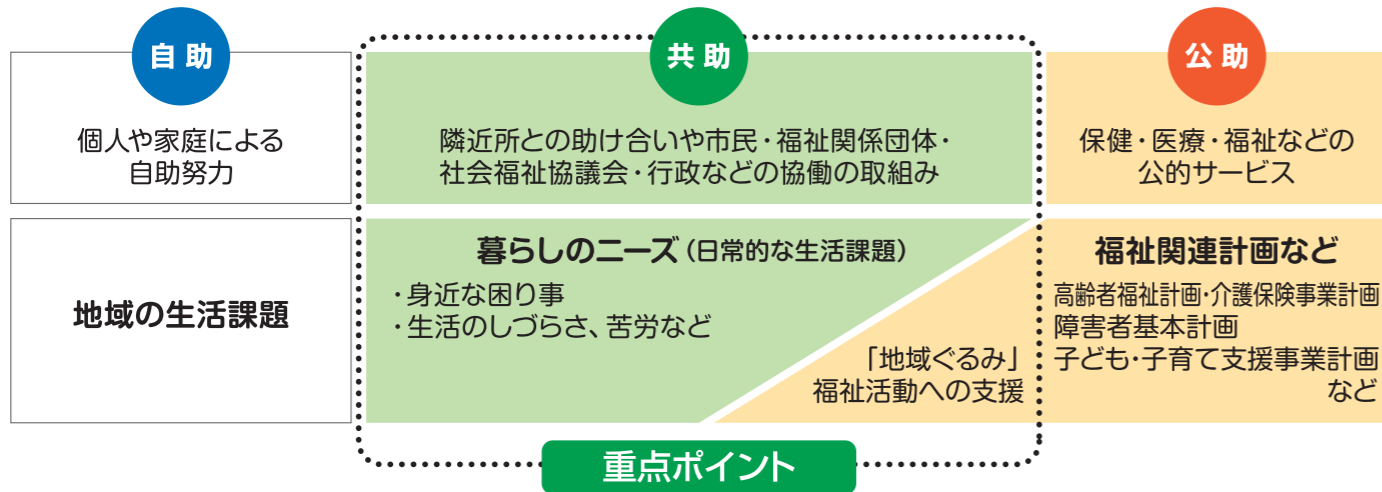
地域福祉計画とは

市民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていく計画です。

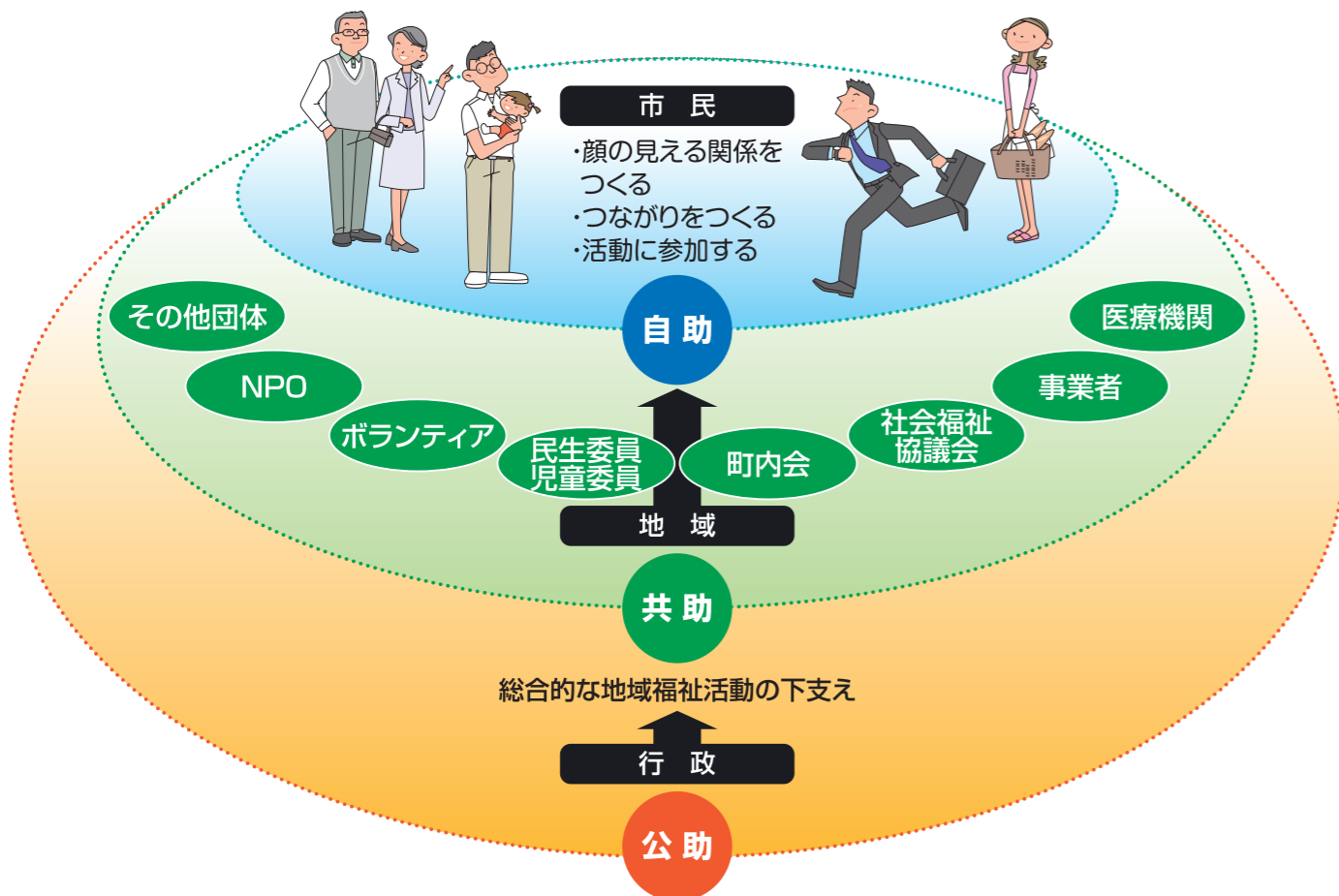
1 計画策定の趣旨

私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。このような状況の中で、地域福祉を推進するためには、複雑多様化している社会問題や生活上の課題について、市民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の助け合い・支え合い(共助)、行政の福祉サービス(公助)が、それぞれの役割、特性を生かしながら相互に連携・協働していくことが必要であり、本計画はその指針となるものです。

■「自助」・「共助」・「公助」の考え方



■地域福祉のイメージ



2 基本理念と計画の体系

地域社会を取り巻く状況や地域福祉を推進する上での課題を踏まえ、基本理念・基本目標を次のように設定します。

